

強制執行停止のための担保と会社更生法

最高裁第2小法廷平成25年4月26日決定（判例タイムズ1389号102頁）

大阪学院大学大学院教授 細見利明

1 事案の概要

- (1) 貸金業者の武富士は過払金請求訴訟の第1審で敗訴したので、控訴を提起すると共に控訴の提起に伴う強制執行停止決定を得て（1審判決には仮執行宣言が付されていたから仮執行を防ぐためである。）、裁判所が担保として供託を命じた700万円を法務局に供託した。なお、担保とは控訴の提起自体が万一不法行為に該当して相手方に対する損害賠償債務を負担した場合に備えての担保である。ところが、この事件が控訴審に係属中に武富士は会社更生手続開始決定を受けたので、過払金請求権は更生債権に該当することになって訴訟手続は中断した。なお、債権者は過払金を更生債権として届け出たが、控訴の提起が不法行為に該当することを理由とする損害賠償請求権については届出をしなかった。その後、更生計画の認可決定が確定したので、更生計画で弁済されない過払金請求権や、届出がなかった損害賠償請求権は失権した。
- (2) 武富士の更生管財人は、供託金を取り戻すべく、上記失権により「担保の事由が消滅した」（民訴法405条2項、79条1項）と主張して裁判所に担保取消を申し立てたところ、裁判所はこれを認めて担保取消決定をした。これに対し、過払金請求権者が即時抗告したが抗告審は抗告を棄却した。そこで、過払金請求権者は、最高裁判所に許可抗告を申し立てたところ、最高裁は抗告を許可し、損害賠償請求権等の失権によっても「担保の事由が消滅した」とは認められないと判断し、下級審のすべての決定が誤りであるとしてこれらの決定を取り消し、更生管財人がした担保取消の申立てを却下した。

2 第2審（抗告審、札幌高裁）の決定

「本件担保の被担保債権は、本件強制執行停止決定により執行が遅れたことにより抗告人が被った損害に係る損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）であって、本件更生手続開始前の原因に基づいて生じた債権であるから、更生担保権（会社更生法2条10項）に当たるので、抗告人が更生手続に参加しようとするときは、更生担保権者として、債権届出期間内に権利の届出をする必要があり（同法138条2項）、この届出を怠った場合、更生計画認可決定により失権する（同法204条1項）ところ、抗告人は、上記届出をしなかったのであるから、抗告人の本件損害賠償請求権は更生計画認可決定により失権しているのである。」

「そうすると、抗告人が、今後、本件損害賠償請求権を行使し得る余地はなく、これを被担保債権とする本件担保は、「担保の事由が消滅した」（民事訴訟法405条2項、79条1項）というべきであり、被抗告人の本件担保取消決定申立てには理由が

ある。」

3 最高裁は、上記の下線部分はいずれも誤りであると判断した。

(1) 原決定が損害賠償請求権を更生担保権であると判断した部分について

「仮執行宣言付判決に対する上訴に伴い、金銭を供託する方法により担保を立てさせて強制執行の停止がされた後に、債務者につき更生手続開始の決定がされた場合、その被担保債権である損害賠償請求権は、更生担保権ではなく、更生債権に当たるといふべきである。」

(2) 原決定が損害賠償請求権を行使し得る余地がないと判断した部分について

「民訴法が、仮執行宣言付判決に対する上訴に伴う強制執行の停止に当たって、債務者に担保として金銭を供託させることができるものとした上、当該担保につき債権者である被供託者に上記の優先的な権利を与えているのは、供託金を債務者の責任財産から切り離し、債務者の資力等に影響されることなく、被供託者が強制執行の停止によって被る損害の填補を確実に得られるようにしたものであると解される。そうすると、被供託者の有する供託金の還付請求権が債務者の更生手続によって制約されると解することは、上記の趣旨に反し、被供託者の利益を損なうものであって、相当ではない。」

仮執行宣言付判決に対する上訴に伴う強制執行の停止に当たって金銭を供託する方法により担保が立てられた場合、被供託者は、債務者につき更生計画認可の決定がされても、会社更生法203条2項にいう「更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利」として、供託金の還付請求権を行使することができるのと解するのが相当である。」

4 評釈（判旨に賛成）

(1) 損害賠償請求権は更生担保権ではないと判断した部分について

会社更生法2条10項は、更生担保権の意義について、次のように規定している。

「この法律において「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（特別の先取特権、質権、抵当権及び商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による留置権に限る。）の被担保債権であって更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの（共益債権であるものを除く。）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権（社債を除く。）のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時（その時まで更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時）までに生ずるものに限る。」

この規定に照らせば、損害賠償請求権が更生担保権に該当するなど判断できるは

ずがないのであり、これを更生担保権であると判断した原決定は条文に当たるという単純作業を怠ったのではないか。会社更生法を一度も勉強したことがないままで、おそらくは担保取消しの「担保」という言葉に惑わされたのではないかと思う。もっとも、更生担保権ではなく更生債権に該当するとしても、その届出がないことには変わりはないから、この判断部分が結論に直結することはない。

(2) 損害賠償請求権を行使し得る余地があると判断した部分について

控訴提起に伴う執行停止のために、本件では法務局に金銭の供託がなされているが、法務局への金銭の供託ではなく、銀行などの金融機関に保証を委託し、委託を受けた金融機関が損害賠償債務を保証することにより強制執行を停止する方法も認められている(民訴法76条、民訴規則29条)。したがって、金銭の供託の方法による場合に被控訴人が控訴人に対して有する供託金の還付請求権は、保証委託による場合の被控訴人の保証人に対する保証履行請求権と同じ位置づけになる。その結果、控訴提起が不法行為に該当すると主張する被控訴人は、損害賠償請求の別訴を提起し、その訴訟で勝訴すれば、供託金の還付を受けることができるが、これは保証委託の場合に保証履行を請求するのと同じである。

そして、会社更生法203条2項は、「更生計画は、更生債権者等が更生会社の保証人その他更生会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び更生会社以外の者が更生債権者等のために提供した担保に影響を及ぼさない。」と規定しているから、上記の損害賠償請求権はそれが更生手続で失権しても影響を受けないのである。失権は更生計画により弁済を受けられないことを意味するに過ぎない。本件において武富士の会社更生計画の認可決定が確定し、武富士に対する損害賠償請求権が失権しても、保証委託の場合の保証人に対する保証履行債権に影響を受けないのと同様に、損害賠償請求権を担保するための供託金の還付請求権は消滅しない。すなわち、担保の事由は消滅しない。したがって、担保の事由が消滅したことを理由とする担保取消決定はできないのである。

5 供託金を取り戻す方法としての権利行使催告

更生管財人が供託金を取り戻す方法としては権利行使催告がある。権利行使催告とは、「訴訟の完結後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。」(民訴法79条3項)とされているから、裁判所に権利行使催告の申立てをして裁判所から権利行使催告を発令してもらう。そして、催告期間内(大阪地裁では14日)に権利行使がなければ担保取消に同意したものとみなされるから、担保の取消決定を受けることができる。しかし、催告期間内に相手方が権利行使すれば担保取消に同意したものとみなされないから、担保取消決定を受けることはできない。ここに言う権利行使とは、「控訴の提起自

体が不法行為であり，これにより損害を被ったことを理由とする損害賠償請求訴訟」を提起し，控訴状受理証明書の交付を受けてそれを添付して権利行使の催告をした裁判所に届け出ることである。実務上，権利行使催告を受けた者が権利行使をすることはほとんどない。このような訴訟は勝訴が見込めなく権利行使する意味がないからである。なぜなら，最高裁昭和63年1月26日第三小法廷判決民集42巻1号1頁は，「訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは，当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係（以下「権利等」という。）が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である」と判示しているように，訴えの提起が不法行為であると裁判所が認めることはまずあり得ないからである。本件の1審の敗訴者が控訴を提起すること自体が不法行為を構成することはまずあり得ないからである。